

(8) 要請基準

大気汚染防止法では、大気汚染が著しくなり、政令等で定める一定の基準値（以下「要請基準」という）を超えた場合には、道路交通法上の交通規制の要請やドライバー等に自動車の運行自粛の協力要請などを行うこととしている。要請基準は表20のとおりである。

表20 大気汚染に係る要請基準

要請の種別	物質名	要請基準	手続き	関係法			
測定に基づく要請	一酸化炭素	1時間値の月平均値 10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請する。	大気汚染防止法第21条第1項 昭和46年総理府令第2号			
緊急時の措置	一般的協力要請	1時間値0.2ppm以上の大気汚染の状態が3時間継続した場合	都道府県知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康等に被害を生じる恐れのある事態が発生したときは、一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める。	大気汚染防止法第23条第1項 大気汚染防止法施行令第11条			
		1時間値0.3ppm以上の大気汚染の状態が2時間継続した場合					
		1時間値0.5ppm以上の大気汚染の状態になった場合					
		1時間値の48時間平均値0.15ppm以上の大気汚染の状態になった場合					
		一酸化炭素			1時間値30ppm以上の大気汚染の状態になった場合		
	二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上の大気汚染の状態になった場合					
	浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上の大気汚染の状態が2時間継続した場合					
	オキシダント	1時間値0.12ppm以上の大気汚染の状態になった場合					
	公安委員会への要請	硫黄酸化物			1時間値0.5ppm以上の大気汚染の状態が3時間継続した場合	都道府県知事は気象状況の影響により、大気汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生じる恐れのある事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は、公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請する。	大気汚染防止法第23条第2項 大気汚染防止法施行令第11条
					1時間値0.7ppm以上の大気汚染の状態が2時間継続した場合		
一酸化炭素		1時間値50ppm以上の大気汚染の状態になった場合					
二酸化窒素		1時間値1ppm以上の大気汚染の状態になった場合					
浮遊粒子状物質		大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上の大気汚染の状態が3時間継続した場合					
オキシダント	1時間値0.4ppm以上の大気汚染の状態になった場合						